

## マージン率等に係る情報提供

株式会社久保田木工

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：平成30年度(平成29年10月～30年8月))

### 記

- 令和元年6月1日付け派遣労働者数 1人
- 令和元年度 派遣先事業所数(実数) 1件
- 令和元年度 労働者派遣に関する料金の平均額 39,205円  
(1日当たりの料金額(8時間労働として計算))
- 令和元年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 28,400円  
(1日当たりの賃金額(8時間労働として計算))
- 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合  
27.5%
- 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項  
キャリアコンサルティングの相談窓口 派遣事業運営係 TEL 0987-23-8807

訓練の内容	対象者	方法	費用負担	賃金支給	1人当たりの平均実施時間
新規採用者訓練	新規採用者	OJT	無償	あり	2時間
災害防止訓練	派遣中	OJT	無償	あり	2時間